

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
9月6日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示の一部改正(学事文書課).....
 - ふ化業者の登録(畜産振興課).....
 - 保安林予定森林(森林整備課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
 - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定業務の種類等に関する告示の一部改正(会計課).....
 - 公告
 - 国営南周防地区(伊陸中央第一換地区)緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....
 - 一般競争入札の実施(道路整備課).....
 - 議会訓令
 - 山口県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令.....

山口県告示第二百五十号

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示(昭和二十五年山口県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。



山口県告示第二百五十一号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	ふ化業者	ふ化場	登録年月日
六第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	令和六、八、二二
	深川養鶏農業協同組合	深川養鶏農場	
	長門市西深川五	八一の一	

山口県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 山口市江崎字寺ノ口砂山一〇〇四五の二、字大迫北向一〇〇七二の一、一〇〇八一、一〇〇八一の二、一〇〇八一の四、字大迫南向一〇〇七四、一〇〇七五、下小鱈字赤石一七七九の一、一七七九の三六、一七七九の四六
 - 防府市大字奈美字松ヶ谷一〇三〇三の一、一〇三二三
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 山口市江崎字寺ノ口砂山一〇〇四五の二、字大迫北向一〇〇七二の一、一〇〇八一、一〇〇八一の四、字大迫南向一〇〇七五、下小鱈字赤石一七七九の四六(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 一・一七七九の四六
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな。
 - 3 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
末武上(一)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号
と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	番	標柱番号
下松市	末武上	宮幡山	四八五	一〇一〇一	一号
〃	〃	〃	〃	一〇一〇一	二号
〃	〃	〃	〃	一〇一〇一	三号
〃	〃	〃	〃	一〇一〇一	四号
〃	〃	〃	〃	一〇一〇一	五号
〃	〃	〃	〃	四九三の三	六号
〃	〃	〃	〃	四八五	七号

山口県告示第二百五十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成四年山口県告示第三百十三号)の一
部を次のように改正する。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 装束町三丁目(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一
号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	装束町三丁目	一〇〇六二の一	一	一号
〃	〃	一〇〇六〇の一	二	二号
〃	〃	一〇〇六四	三	三号
〃	〃	一〇〇六五	四	四号
〃	〃	一〇〇六七	五	五号
〃	〃	一〇〇七一の一	六	六号
〃	〃	一〇〇七一の一	七	七号
〃	〃	一〇〇八三	八	八号
〃	〃	九一の一六	九	九号
〃	〃	九一の三	十	十号
〃	〃	七二の四	十一	十一号
〃	〃	七一の二	十二	十二号
〃	〃	一〇〇六五	十三	十三号
〃	〃	四九の一	十四	十四号
〃	〃	四五の一	十五	十五号
〃	〃	四四の四	十六	十六号

山口県告示第二百五十五号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必
要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六
号)の一部を次のように改正する。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

二中「土木施設データ活用システム開発業務」の下に、「山口県道路情報システム改修業務」を加える。



(一五九) 国営南周防地区(伊陸中央第一換地区) 緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営南周防地区緊急農地再編整備事業の施行に係る伊陸中央第一換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和六年九月六日

土地の所在地	山口県知事	村岡 嗣 政	地積 (平方メートル)
柳井市伊陸字枳原田六七〇四の二	田	二、二二一	
〃 〃 字吉井六九一七の一	〃	一、四二二	
〃 〃 〃 六九一八の一	〃	三三四	
〃 〃 〃 六九一八の三	〃	八・三二	
〃 〃 〃 字狼ヶ浴七二二二の一	田	一、〇二九	
〃 〃 〃 字玖珂地七六六の一	〃	一〇〇	
〃 〃 〃 〃 七六六の三	田	一三八	
〃 〃 〃 〃 七四四の一	田	四〇四	
〃 〃 〃 〃 七四四の三	畑	九四	
〃 〃 〃 〃 七四六の一	田	五八六	
〃 〃 〃 〃 七七八	〃	一、一三一	

(一六〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - 業務の名称及び数量
 - 山口県道路情報システム改修業務 一式
 - (二) 業務の内容
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 履行期間
 - (五) 契約締結の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間
 - (六) 履行場所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第七十九号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十六号)に基づく資格審査においてシステムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (五) 令和六年九月六日から同年十月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部道路整備課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
 - 令和六年九月六日午前九時から同月二十日午後五時まで、山口県土木建築部道路整備課のホームページの「山口県道路情報システム改修業務一般競争入札の実施」に掲

載することにより行う。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部道路整備課

(三) 受領期限

令和六年十月十七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年十月十八日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

令和六年十月十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年十月八日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県土木建築部道路整備課（電話〇八三一九三三―三六八〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Road Maintenance Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Improvement of Yamaguchi Prefecture Road Information System (as shown in the specification)

(3) Performance period: From the day following the contract day until March 31, 2025

(4) Place of performance: Road Maintenance Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Road Maintenance Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3680)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. October 17, 2024
(If brought in person: 10:00 A.M. October 18, 2024)



山口県議会訓令第3号

局 中 一 般

山口県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月六日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会事務局処務規程（昭和四十四年山口県議会訓令第1号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条総務課に関する部分中第二十二号を第二十三号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 議員の請負の状況の公表に関すること。

附 則

この訓令は、令和六年九月六日から施行する。

令和六年九月六日印刷
令和六年九月六日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事